

# 社会福祉法人慈愛会役員に対する報酬及び費用弁償費規程

## （趣旨）

第1条 社会福祉法人慈愛会役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償費並びにその支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （適用範囲）

第2条 役員（理事、監事、評議員）の報酬（以下「報酬」という。）については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

## （役員の報酬等）

第3条 役員は、理事長が招集した理事会及び評議員会並びに監査会（リモート会議・書面決議）に出席したものについては、勤務1回につき報酬10,000円とする。

2 理事長の報酬は平均就労日数を基準（別表1）として月額400,000円とする。但し、平均就労日数に満たない場合は、日割り計算とする。

3 常勤役員が退任したときは、理事会の決議に基づき退職慰労金を支給する。支給の算定は最終報酬月額×在任年数×係数（別表2）とする。但し、在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。1カ月未満は切り上げる。

4 理事長の賞与は、社会福祉法人慈愛会給与規程（賞与）に準ずるものとし、当該年度当初予算書の夏季支給と冬季支給の基準以下とする。

5 理事長の通勤手当は、社会福祉法人慈愛会給与規程、諸手当支給表「通勤手当」に準ずる。

## （職員である者の特例）

第4条 役員でかつ施設職員である者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

## （費用弁償）

第5条 役員が業務を行うため出張したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、社会福祉法人慈愛会旅費規程を適用する。

## （出張命令）

第6条 役員の出張は、業務命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

## （準用規定）

第7条 この規程に定めるものを除くはか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については、特別養護老人ホーム田平ホーム職員の例による。

「付則」この規程は、平成16年4月1日より施行する。

「付則」この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

「付則」この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

「付則」この規程は、平成 29 年 12 月 7 日より施行する。

「付則」この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。

「付則」この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より一部改正する。

別表 1

平均就労日数	週 3 日以上又は月 15 日以上
--------	-------------------

別表 2

退職慰労金 係数	2~3
----------	-----